

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	特殊消防用設備等の設置維持命令		
根 拠 法 令 名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 1 7 条の 4 第 2 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】</p> <p>未設定</p> <p>※ 根拠条項（消防法第 1 7 条の 4 第 2 項）の規定上明らかであるため。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 2 5